

令和3年8月19日更新

問い合わせ先	下水道局施設部計画調整課調整係
	504-2406 内線 4431～4433

下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金の徴収猶予

1 支援策の内容

次のとおり、下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金の徴収を猶予します。

(1) 猶予金額

災害発生日以降に納期限の到来する下水道事業受益者負担金納付額及び下水道事業分担金納付額とします。

(2) 猶予期間

原則として1年以内とします。

2 対象者(要件等)

被災した下水道事業の受益者とします。

3 手続きの方法

受益者に「徴収猶予申請書」を送付しますので、徴収猶予を希望される方は、申請書を下水道局計画調整課に提出をお願いいたします。不明点等ありましたら、下水道局計画調整課調整係までお問い合わせください。